

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 2 日

茨城県監査委員	小 川 一 成
同	川 津 隆
同	小 沼 均
同	齋 藤 良 彦

<p>監査対象機関名 茨城県農林水産部林政課</p>	<p>監査実施年月日 平成 26 年 10 月 23 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 林地開発許可手続きにおいて、申請書類原本の送達を受けることなく処理を進め、森林法第 10 条の 2 第 6 項に基づく関係市長の意見を県北農林事務所からの口頭報告のみで林地開発許可審査概要（資料）に記載して森林審議会に諮り、許可を出したことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 会議等を通じて、職員一人ひとりにコンプライアンスを徹底したほか、業務を進めるうえでの情報共有と適切な報告・連絡・相談の意識付けを行い、組織管理体制の強化を図った。 また、複数職員で厳格なチェックを行うよう林地開発許可制度事務処理要領を改正するとともに、森林審議会への諮問の際に意見書（写）を添付するなど、職員の恣意性を排除する要領を制定して再発防止に努めることとした。</p>	
<p>監査対象機関名 茨城県県北農林事務所</p>	<p>監査実施年月日 平成 26 年 10 月 23 日</p>
<p>○監査の結果 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 林地開発許可手続きにおいて、森林法第 10 条の 2 第 6 項に規定する関係市長の意見を聴取していないにもかかわらず、林政課に対し関係市長の意見として担当職員が私見を報告していたこと、また茨城県林地開発許可制度事務処理要領第 5 に基づく申請書類の進達を怠っていたことなど、内部チェック体制が機能していなかったことにより、不適切な事務処理が行われたことは適切でない。</p>	
<p>○上記に対する措置状況 林地開発許可等の対外的事案には、複数職員での対応を原則としたほか、事務処理の進捗状況等を記載した事案整理票の作成・供覧などにより、内部チェック体制を強化した。 また、会議等を通じ、関係諸規程や適正な事務手続についての指導・再教育を実施して、職員一人ひとりにコンプライアンスを徹底したほか、担当業務に関する報告・連絡・相談を徹底させて、再発防止に努めることとした。</p>	